

湘南学園後援会会則

【名称】

第1条 本会の名称は「湘南学園後援会」とする。

【目的】

第2条 本会の目的は次の通りである。

- (1) 湘南学園の建学精神に則り、教育を側面から支援し、学園力を高めていくこと。
- (2) 会員相互の親睦を図ると共に資質の向上に努めること。

【会員】

第3条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 本会の趣旨に賛同する P T A (保護者及び教職員) O B または O G。
- (2) その他、賛助会員として本会で認められた者。

【役員及び会計監査並びに役員会】

第4条 本会に、次の第1号から第3号までの役員及び第4号の会計監査を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名 (総務・企画・広報・会計等)
- (4) 会計監査 2名

2. 役員及び会計監査全員で構成する役員会を置く。

【役員及び会計監査の選出並びに任期】

第5条 役員及び会計監査は会員からの推薦により、総会で選任する。

2. 役員及び会計監査の任期は、4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。ただし、再任は妨げない。

【顧問】

第6条 本会に、顧問2名を置く。顧問は湘南学園の学園長とP T A会長とする。

【事務局】

第7条 本会の事務局を、藤沢市鵠沼松が岡4丁目1番32号の湘南学園に置く。

2. 事務局業務に必要な場合は学校法人理事会、教職員の参加、協力を求めることする。

【会費】

第8条 本会の会費は、年会費2,500円とする。

【入会と退会】

第9条 新たに会員となろうとする者は、初年度年会費を支払うものとする。

2. 会員となった者は入会後、氏名、住所、連絡先等必要と認められる事項を、役員会から求められた後、すみやかに、所定の書式で役員会(事務局)に届け出るものとする。

3. 退会する場合は、役員会に退会の意思表示をする。
4. 年会費が2年続けて支払われない場合は退会とみなす。
5. 第2項の届出に関わる会員の個人情報は役員が厳重に保管し、退会した会員の個人情報は確実に廃棄する。

【総会】

第10条 定時総会は年1回開催し、前年度の事業報告及び決算報告並びに当年度の事業計画案及び予算の承認、役員会及び会計監査の選任を行う。

2. 会長が必要と認めた時には、臨時総会を開くことができる。

【会則の変更その他】

第11条 本会則の変更は、役員会にて審議したものについて総会の承認を得なければならない。

2. 本会則に定めていない事項は、役員会で処理する。

【附則】

1. この会則は平成21年11月7日から施行する。
2. 会の発足から平成22年3月31日までは役員及び会計監査は、発足時の総会で決めた暫定役員をもってあてる。
3. この会則は、平成28年4月16日から施行する。
4. この会則は、平成30年4月21日から6か月を超えない範囲内において役員会が定める日から施行する。
5. この会則は、令和7年4月1日（2025年度）から施行する。

湘南学園後援会設立趣意書

【設立趣意】

昭和8年、「個性豊かにして、身体健全、気品高く、社会の進歩に貢献できる、明朗有為な、実力ある人間を育てる」を建学の精神に、呱々の声を上げた学校法人湘南学園も、幼稚園から小学校、中高等学校を擁する総合学園として発展し、昨年創立75周年の、節目の年を迎えました。

近年、少子化や全世界的な経済環境など、私学を巡る環境は大変難しさを増しています。これまでの歴史をふり返りながら、将来に向け私学教育による社会貢献を果たすべく新たな学校構築を検討することが望まれています。

この学園は法人という形でPTA（保護者及び教職員）が関わっている特色ある学校です。創立75周年を契機に持続的な学園発展の為、これまで培われてきました「学園を側面からささえ
る風土」を大切にし、様々な形でこの学園をサポートし、今後の発展を見守って行く機運が現れました。平成20年度湘南学園理事会において、湘南学園後援会設立の機運が高まり、設立に向け準備を進めることになりました。過去の歴史などをふまえ、助言を得るために、創立60年前後の評議員・理事・監事経験者を中心に、アドバイザーとして後援会準備委員をお願いすることとしました。

この会は、これまでPTA（保護者及び教職員）として本学に深い関わりをもたれ、学園を離れてもなお学園を愛している皆様に、コミュニティの場を設け、会員相互の親睦を深めて頂くと共に、子ども達をサポートし、今後の学園をより安定させ、社会への貢献に繋げて行く事を趣旨といたします。

【基本目的】

- ・ 既に学園をサポートしている同窓会と共に、まず子どもの為という考え方を基盤に、建学精神に則り、湘南学園の教育を側面から支援し、学園力を高めていくために協力する。
- ・ 足踏みすることなく、湘南学園の歴史に連続性をもたせ、今後の学園発展に貢献する。
- ・ 後援会運営の中でまず参加するメンバーが何からできるのかから始めて、やれることからやるという柔軟な姿勢で臨む。
- ・ 各会員もしくは会員からなるグループが、各自の協力できる範囲で子ども達や、学園をサポートする方法を企画し実行する。
- ・ 後援会全体として一つの成果を求めるのではなく、個々の会員が自由に学園に貢献できる場を設ける活動も含める。
- ・ これまでの湘南学園の歴史を大切にし、学園を支える力を蓄積する媒体として機能する。
- ・ 教育的なサポートを行う。
 - 学園の行う、種々の行事に協力する。
 - 国際交流など：交換留学制度が発足した暁には、ホームステイ、留学生の受け入れ、親睦、などに協力する。
- ・ 退職教職員への広報（学園の近況や、対外行事、教職員の訃報などの発信）を行う。

湘南学園後援会細則

【総会細則】

第1条 総会の議事の運営については、議長がこれを行う。

2. 議長は会員の中から、総会において選出する。

第2条 総会における審議事項は、総会出席者の過半数により決める。

2. 総会運営上、細則に定めのない事項が生じたときには、本条1項に従い、総会出席者の過半数の同意の上実行することができる。

【会議運営細則】

第1条 この細則の対象となる会議は次の通りとする。

- (1) 定時総会及び臨時総会
- (2) 役員会

第2条 前条の会議については書記を指名し、書記は議事録を作成する。

2. 議事録は5年間保存する。

平成22年4月17日 細則制定

平成22年4月17日 細則施行